

千曲・坂城地域自立支援協議会要領

(趣旨)

第1条 千曲市障害者等相談支援事業実施要項第7条第2項及び坂城町障害者等相談支援事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、千曲・坂城地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の要領として組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3の規定に基づき設置するものとし、千曲市及び坂城町に居住する障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の福祉・保健・医療・教育・就労等に関し、関係機関等の相互の情報共有と連携の強化を図り、地域における障がい者等の支援体制に関する課題についての情報を共有するとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ることを目的とする。

(会務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別支援事例に基づく関係機関の協議及び調整に関する事項。
- (2) 障がい福祉サービスを取り巻く地域の現状と課題等の情報共有及び情報発信に関する事項。
- (3) 地域の障がい福祉サービスの提供におけるネットワークの構築に関する事項。
- (4) 地域における社会資源の充実及び改善、人材育成等に関する事項。
- (5) 千曲市又は坂城町の障害福祉計画等に対する意見集約及び進捗の点検に関する事項。
- (6) 相談支援事業の運営及び評価に関する事項。
- (7) その他、千曲・坂城地域における障がい福祉向上のために必要な事項。

(組織及び委員)

第4条 協議会の委員は、次の第1号から第8号に該当する者により組織し、各機関等の代表者及び職員により構成する。

- (1) 障害者総合支援法に規定する指定相談支援事業所又は児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業所に所属する者
- (2) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを提供する事業所又は児童福祉法に基づく障がい児通所・入所支援を提供する事業所に所属する者
- (3) 障がい者等関係団体に所属する者
- (4) 障がい者等及びその家族
- (5) 保健・医療・福祉関係機関に所属する者
- (6) 教育・保育関係機関に所属する者
- (7) 経済団体・企業・雇用関係機関に所属する者
- (8) 行政機関の職員
- (9) 学識経験者
- (10) その他、協議会の目的のために必要な者

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長1名及び副会長若干名を置く。

- 2 会長及び副会長は、運営委員会委員の中から委員の互選により選出する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の指名する副会長が職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員の報酬等)

第7条 会務の遂行における委員の報酬は無報酬とし、旅費は支給しないものとする。

(会議)

第8条 会議は、全体会、運営委員会、地域連絡会、専門部会、個別支援会議とする。

- 2 全体会、運営委員会及び地域連絡会は会長が招集し、主宰する。
- 3 専門部会は部会長が招集し、主宰する。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(全体会)

第9条 全体会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 協議会全体に関する事項の報告に関すること。
- (2) 地域住民の理解と啓発を図るための講演会等の実施に関すること。

(運営委員会)

第10条 運営委員会は、正副会長及び委員の代表により組織し、本協議会議案の最終決定の場とする。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 地域連絡会から報告された地域の課題等についての検証及び解決を図るための調整並びに施策提案に関すること。
 - (2) 協議会の運営に関する事項についての調整及び協議に関すること。
 - (3) 専門部会の設置及び改廃に関すること。
 - (4) 運営委員会の議題等は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
 - (5) 本協議会要領の改正等についての協議及び決定に関すること。

(地域連絡会)

第11条 地域連絡会は、会長、地域連絡会代表、各専門部会長、社会福祉協議会代表、行政職員及び事務局並びに地域連絡会が必要と認める委員で組織する。

- 2 地域連絡会代表は、地域連絡会委員の中から互選により選出する。
- 3 地域連絡会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 地域の課題等について各専門部会から報告された調査、研究の検証及び解決を図るための調整並びに協議。
 - (2) 権利擁護及び虐待防止についての協議、研修の開催。
 - (3) 個別の専門部会に属さない事項に関すること。
 - (4) 運営委員会の協議事項及び報告事項の整理。

(専門部会)

第12条 協議会は、障がい者等やその家族が抱える課題について、専門的な見地から調査、研究、検討を図るため、次に掲げる専門部会またはワーキンググループを置くことができるものとする。

- (1) 相談部会
 - (2) はたらく部会
 - (3) 生活部会
 - (4) こども部会
 - (5) こころ部会
 - (6) さん・さんネット部会
 - (7) その他、課題解決のために運営委員会において認める部会またはワーキンググループ
- 2 専門部会またはワーキンググループの部会員は、委員の中から運営委員会において選出する。
- 3 専門部会は部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により選出する。
- 4 専門部会は個別支援会議を受けて福祉サービスの課題、地域からの福祉ニーズ等の情報を取得する。

(個別支援会議)

第13条 協議会は、指定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者等による個別支援会議等を通じて地域課題の把握に努めるものとする。

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、「千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター」に置き、協議会の事務を処理する。

(個人情報保護)

第15条 協議会に係る会議の参加者は、会議を通して知り得た個人情報については、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるとともに、知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(補則)

第16条 この要領に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。